

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 4 月 6 日

福岡県後期高齢者医療広域連合議会

議長 末 若 憲 治

福岡県後期高齢者医療広域連合議会規程第 1 号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行
規程の一部を改正する規程

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護条例施行規程（令和 5 年議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「第 1 2 条第 3 項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号」を「第 2 0 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 6 日から施行する。